

各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、
事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、
スポーツ・娯楽用品賃貸業、
その他の物品賃貸業調査票記入注意



政府統計

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の
目的以外に使用されることはありません。

平成 2 9 年 7 月 1 日
経 済 産 業 省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票の項目で灰色に塗りつぶされている部分がある場合は、その部分に記入する必要はありません。
- ご記入いただきました調査票は、同封の「返信用封筒」を使用して提出してください。
なお、ご記入の内容について問い合わせをすることがありますので、本書の 2 3 頁を記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。
- 【重要】この調査は、事業所単位の調査です。したがって、調査票の調査事項 1 「事業所名及び所在地」Ⅰ及びⅡへあらかじめプリントされている事業所に関する内容を記入してください。
同一企業内の他の事業所分は含みません。

<目 次>

Ⅰ. 基本的注意事項	2
Ⅱ. 調査対象となる事業所	2
Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意	5
1 事業所名及び所在地	5
2 経営組織及び資本金額	5
3 本社・支社別	6
4 フランチャイズ	6
5 年間売上高	7
6 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	7
7 従業者数	10
8 年間売上高、契約高	13
9 年間契約件数	19
10 保有数量等	20
参考資料 1 「損益計算書」と「年間営業費用」との関係	21
参考資料 2 統計法	22

お問合せ先

【経済産業省 特定サービス産業実態調査 実施事務局】
[電話番号] 0 1 2 0 - 3 3 2 - 2 1 4（通話料無料）
[受付時間] 9：00～19：00（土・日・祝日を除く）

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は黒のボールペンではっきりと、数字は算用数字で記入してください。
- (2) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。また、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。なお、四捨五入の影響で内訳の計と合計が一致しない場合は、最も大きい項目で調整してください。
- (3) 割合を記入する場合は必ず整数で記入してください。例えば、6.3%は6%、1.5%は2%と小数点以下を四捨五入してください。なお、合計は100%とします。四捨五入の影響で100%にならない時は、割合の最も大きい区分で調整してください。ただし、調査項目に「***」がある場合は、必ずしも内訳の和が100%にはなりません。
- (4) 記入後に訂正を行う場合は、記入した数値等の上に横線を引き、その上又は横に正しい数値を記入してください(例: 2,000 ~~3,000~~)。訂正印は必要ありません。
- (5) この調査は、事業所単位の調査となっています。したがって調査票には「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

II. 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類の小分類701ー各種物品賃貸業、小分類702ー産業用機械器具賃貸業、小分類703ー事務用機械器具賃貸業、小分類704ー自動車賃貸業、小分類705ースポーツ・娯楽用品賃貸業、小分類709ーその他の物品賃貸業に属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所であって、かつ、以下の業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所です。

具体例:

＜各種物品賃貸業＞

総合リース業(※1)又はその他の各種物品賃貸業(※2)

※1: 総合リース業

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち賃貸するものが、以下の産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業のうち3つ以上の賃貸業にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務。

※2: その他の各種物品賃貸業

物品賃貸業のうち、以下の産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業のうち3つ以上の賃貸業にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務。

＜産業用機械器具賃貸業＞

物 件 名	内 容 例 示
産 業 機 械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鑄造機械、金型など
工 作 機 械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む。)
土 木 ・ 建 設 機 械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む。）、建設工事用各種作業船、仮設用機材（工事用エレベータを含む。）、建設用足場資材、鋼矢板など
医 療 用 機 器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など
商 業 用 機 械 ・ 設 備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など
通 信 機 器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど
サービ 業 用 機 械 ・ 設 備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備（ボウリング装置など）、娯楽機械（パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など）、カラオケ機器（業務用）、娯楽機器用両替機など
その他の産業 用機械・設備	鉄道車両、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む。）、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機材（業務用）など

＜事務用機械器具賃貸業＞

物 件 名	内 容 例 示
電子計算機・ 同 関 連 機 器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、C A D／C A M(コンピュータ設計・製造システム)など
事 務 用 機 器	コピー機、レジスタ、会計機械、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機（B 3 版未満）、エアシュータ（気送管）、シュレッダ、事務用什器・備品など

＜自動車賃貸業＞

物 件 名	内 容 例 示
法 人 向 け うち、代車向	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両（タンクローリー、トレーラなど）、二輪自動車など（自動車リース業、レンタカー業が含まれます。)
個 人 向 け	

＜スポーツ・娯楽用品賃貸業＞

物 件 名	内 容 例 示
ス ポ ー ツ ・ 娯 楽 用 品	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、スポーツ・娯楽用テント、ヨット、モーターボート、ボートなど

<その他の物品賃貸業>

物 件 名	内 容 例 示
映 画 ・ 演 劇 用 品	テレビや映画・演劇の撮影、上映、上演に用いる道具、機材（ <u>映画用・演劇用の衣しょうはここに含めてください。</u> ）
音 楽 ・ 映 像 記 録 物	音楽・映画その他の映像等を納めたDVD、CD、ビデオ等
貸衣しょう	冠婚葬祭用、パーティ用などの衣しょう（衣しょうについている小物などはここに含めてください。 <u>小物を単品で貸し出す場合は、その他に記入してください。</u> ）
そ の 他	理化学機器、医療・福祉用具（主として個人向け在宅用医療機器、介護ベッド、車いすなど）、仮設トイレ、仮設住宅、美術品、楽器（ピアノなど）、ふとん、植木（観葉植物など）、花環、マネキン、ユニフォーム作業着、防災用品、保安用品、業務用テントなど

◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は、この調査の対象とはなりません。

- ①建設工事請負業
- ②土木・建設業者が、自己の所有する遊休土木・建設機械等を賃貸する場合
- ③貸シート、貸おしぼり等リネンサプライ業
- ④映画配給業
- ⑤サービス提供の一環として物品を貸し出す業務（例：英語学習の一環として教材を貸し出す、同時通訳の一環としてイヤホンを貸し出す）

（参考）「日本標準産業分類」

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

日本標準産業分類

検索



Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調 査 事 項	記 入 注 意						
1	事 業 所 名 及 び 所 在 地	(1)「Ⅰ 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が 違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入し てください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入 してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してく ださい。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリ ガナを記入する必要はありません。 (2)「Ⅱ 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵 便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白 部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなた の事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。 (3)「Ⅲ 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店又は営業所で ある場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記 入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に 記入する必要はありません。						
2	経営組織及び 資 本 金 額	(1)「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合 は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでくだ さい。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。 (2) あなたの事業所が下記の「1 会社」に該当する場合のみ、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、資本金額（株式 会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満 の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万 円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。）。 <table><tr><td>1 会 社</td><td>株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。</td></tr><tr><td>2 会社以外 の法人・ 団 体</td><td>公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、 法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び 外国の会社（※）などをいいます。 (※)「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所 などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したもの をいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆ る「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」とな ります。</td></tr><tr><td>3 個人経営</td><td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経 営の場合も含まれます。</td></tr></table>	1 会 社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外 の法人・ 団 体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、 法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び 外国の会社（※）などをいいます。 (※)「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所 などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したもの をいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆ る「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」とな ります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経 営の場合も含まれます。
1 会 社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。							
2 会社以外 の法人・ 団 体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、 法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び 外国の会社（※）などをいいます。 (※)「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所 などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したもの をいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆ る「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」とな ります。							
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経 営の場合も含まれます。							

番号	調査事項	記入注意						
3	本社・支社別	「Ⅰ 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。 また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。 <table border="1"> <tr> <td>1 単独事業所</td><td>他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td></tr> <tr> <td>2 本社</td><td>他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td></tr> <tr> <td>3 支社</td><td>他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td></tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本社	他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本社	他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。							
4	フランチャイズ	フランチャイズチェーンへの加盟の有無について、加盟している場合は「1」を、加盟していない場合は「2」を○で囲みます。 「フランチャイズ」とは、事業者（「フランチャイザー」と呼ぶ）が他の事業者（「フランチャイジー」と呼ぶ）との間に契約を結び、自己の商標、サービスマーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識及び経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導及び援助のもとに事業を行う両者の継続的関係をいいます。 フランチャイジーとなっている場合は「1」を○で囲みます。						
◎以下の調査事項(番号5～10)については、あなたの事業所のみの金額(又は割合)等を記入してください。 他の事業所分は含みません。 ◎なお、8-Ⅰ、8-Ⅱ、8-Ⅲ、9-Ⅰ-1、9-Ⅰ-2 の「リース」に関する調査事項(主たる業務のリース年間契約高、リース物件別契約高割合、リース年間契約件数、リース契約高の契約先産業別割合)については、売上高ではなく「契約高」に係る数字(金額、割合又は件数)を記入してください。								

番号	調 査 事 項	記 入 注 意
5	年 間 売 上 高	(1)「Ⅰ 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」 ① <u>事業所の年間売上高</u>については、<u>あなたの事業所が平成28年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u> なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。 ② 本社・支社（営業所）間又は支社（営業所）相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、当該年間売上高には、提供価格又は振替仕切額（提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価）を含めてください。 ③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入（いわゆる営業外収入）は含めないでください。 ④ 本記入注意の「Ⅱ．調査対象となる事業所」に記載されている業務（2～4頁参照）以外の事業における年間売上高については「その他業務」に当該売上高を記入し、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、業務の内訳の割合を<u>整数で記入</u>してください。なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、本記入注意の「8－Ⅲ「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の契約先産業別割合」に記載している産業別区分（16～18頁参照）に従ってください。 (2)「Ⅱ Ⅰの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」 ① <u>上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「各種物品賃貸業務(A)」、「産業用機械器具賃貸業務(B)」、「事務用機械器具賃貸業務(C)」、「自動車賃貸業務(D)」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務(E)」、「その他の物品賃貸業務(F)」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</u> ② 「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」、「事務用機械器具賃貸業務」、「自動車賃貸業務」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」、「その他の物品賃貸業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ．調査対象となる事業所」において記載されている業務（2～4頁参照）に基づきますので、当該部分を参照してください。
6	年 間 営 業 費 用 及 び 年 間 営 業 用 固 定 資 産 取 得 額	(1)「Ⅰ 事業所（企業ではありません。）の年間営業費用(消費税額を含む。)」 「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方の金額に消費税額を含めて記入してください（回答は「事業所単位」）。 例えば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬を合算して記入してください。 また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方にある勘定項目は合算して記入してください。（21頁【参考資料1】参照）

番号	調 査 事 項	記 入 注 意																			
6	年 間 営 業 費 用 及 び 年 間 営 業 用 固 定 資 産 取 得 額	① <u>年間営業費用</u>には、<u>あなたの事業所の平成28年1月1日から12月31日までの1年間の営業費用</u>を記入してください。 なお、平成28年1月1日から12月31日までの1年間で記入できない場合は、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。 ② 年間営業費用には、営業外費用（支払利息、割引料、為替差損等）は含めないでください。 ③ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th><th>費 用 例 示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与 支 給 総 額</td><td> ○平成28年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。 </td></tr> <tr> <td>貸与資産原価</td><td>○貸与資産（オペレーティングリース及びレンタル資産）の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。</td></tr> <tr> <td>リ ー ス 投 資 資 産 原 価</td><td>○ファイナンスリース原価（固定資産税、保険料等を含む）を記入してください。</td></tr> <tr> <td>資 金 原 価</td><td>○金融費用（貸与資産及びリース投資資産購入資金調達に伴う支払い利息から購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額）を記入してください。</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産（ソフトウェア等）などの償却費を記入してください。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">賃 借 料</td><td>土 地 ・ 建 物</td><td> ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。 </td></tr> <tr> <td>機 械 ・ 装 置</td><td>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td></tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給 与 支 給 総 額	○平成28年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。	貸与資産原価	○貸与資産（オペレーティングリース及びレンタル資産）の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。	リ ー ス 投 資 資 産 原 価	○ファイナンスリース原価（固定資産税、保険料等を含む）を記入してください。	資 金 原 価	○金融費用（貸与資産及びリース投資資産購入資金調達に伴う支払い利息から購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額）を記入してください。	減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産（ソフトウェア等）などの償却費を記入してください。	賃 借 料	土 地 ・ 建 物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機 械 ・ 装 置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	そ の 他	○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。
費用区分	費 用 例 示																				
給 与 支 給 総 額	○平成28年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合はその給与も含めてください。																				
貸与資産原価	○貸与資産（オペレーティングリース及びレンタル資産）の減価償却費のほか、固定資産税、保険料も含めてください。																				
リ ー ス 投 資 資 産 原 価	○ファイナンスリース原価（固定資産税、保険料等を含む）を記入してください。																				
資 金 原 価	○金融費用（貸与資産及びリース投資資産購入資金調達に伴う支払い利息から購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額）を記入してください。																				
減価償却費	○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産（ソフトウェア等）などの償却費を記入してください。																				
賃 借 料	土 地 ・ 建 物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																			
	機 械 ・ 装 置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
	そ の 他	○自動車、複写機、プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			

番号	調査事項	記入注意												
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	(つづき) <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th><th>費用例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の営業費用</td><td> ○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など </td></tr> </tbody> </table> ※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は21頁を参照してください。 (2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」 ① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成28年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得した資産（新品、中古品、建物など）の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。 なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の固定資産取得額を記入してください。 ② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。 ③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th><th>資産例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">有形固定資産</td><td> 機械・設備・装置 レンタル・リース物件 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びオペレーティングリース契約対象となる物件の購入に要した金額 平成28年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得したファイナンスリース資産については、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。 </td></tr> <tr> <td> 情報通信機器 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額 </td></tr> <tr> <td> その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く。）の購入に要した金額 </td></tr> <tr> <td> 土地 ○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額 </td></tr> <tr> <td> 建物・その他の有形固定資産 ○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など </td></tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分	資産例示	有形固定資産	機械・設備・装置 レンタル・リース物件 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びオペレーティングリース契約対象となる物件の購入に要した金額 平成28年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得したファイナンスリース資産については、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。	情報通信機器 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額	その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く。）の購入に要した金額	土地 ○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額	建物・その他の有形固定資産 ○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など
費用区分	費用例示													
その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など													
資産区分	資産例示													
有形固定資産	機械・設備・装置 レンタル・リース物件 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のレンタル及びオペレーティングリース契約対象となる物件の購入に要した金額 平成28年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得したファイナンスリース資産については、下記の「6Ⅲ リース投資資産取得額」に記入してください。													
	情報通信機器 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した金額													
	その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く。）の購入に要した金額													
	土地 ○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額													
	建物・その他の有形固定資産 ○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など													

番号	調 査 事 項	記 入 注 意				
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	(つづき) <table border="1"> <tr> <th>資 産 区 分</th><th>資 産 例 示</th></tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td><td> ○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した金額をいいます。 例：借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。 </td></tr> </table> (3)「Ⅲ 事業所の過去1年間におけるリース投資資産取得額」 「リース投資資産取得額」には、<u>平成28年1月1日から12月31日までの1年間</u>に契約したファイナンスリースに係るリース投資資産の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 なお、この期間中にリース投資資産の取得がなかった場合は、「0」を記入してください。	資 産 区 分	資 産 例 示	無 形 固 定 資 産	○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した金額をいいます。 例：借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
資 産 区 分	資 産 例 示					
無 形 固 定 資 産	○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した金額をいいます。 例：借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。					
7	従 業 者 数	(1) 従業者数は、<u>平成29年7月1日現在</u>、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。 (2) 長期欠勤者で、1 か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。 (3)「Ⅰ 事業所の従業者数」 事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。 ① 「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 <u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u> <u>（別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。）</u> ② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。 ③ 「総計」のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。 ④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は人数に含めないでください。				

番 号	調 査 事 項	記 入 注 意																
7	従 業 者 数	⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。																
		<table><tr><th>雇用形態区分</th><th>内 容 例 示</th></tr><tr><td>① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td><td>○調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。 ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。</td></tr><tr><td>② 有 給 役 員</td><td>○調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」である時に記入してください。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。</td></tr><tr><td>常用雇用者</td><td>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成29年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td></tr><tr><td>③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td><td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td></tr><tr><td>④パート・アルバイトなど</td><td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員を含む。)</td></tr><tr><td>(就業時間換算雇用者数)</td><td>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</td></tr><tr><td>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td><td>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td></tr></table>	雇用形態区分	内 容 例 示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	○調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。 ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は 常用雇用者欄 に記入してください。	② 有 給 役 員	○調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」である時に記入してください。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。	常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成29年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	④パート・アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員を含む。)	(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)	⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人
		雇用形態区分	内 容 例 示															
		① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	○調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。 ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は 常用雇用者欄 に記入してください。															
		② 有 給 役 員	○調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」である時に記入してください。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。															
		常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成29年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人															
		③ 一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人															
		④パート・アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員を含む。)															
		(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)															
		⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人															

番号	調査事項	記入注意								
7	従業者数	(つづき) <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計 (①～⑤の合計)</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計（総計欄）</td> </tr> <tr> <td>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td> </tr> <tr> <td>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> (※)就業時間換算雇用者数記入例 例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④ パート・アルバイトなど」欄に「4」と記入します。 次に、貴事業所の1週間あたり所定労働時間が40時間の場合は、 $\frac{24 \times 4}{40} = 2.4$ となりますので、「就業時間換算雇用者数」には小数点以下四捨五入して「2」と整数で記入してください。 (4)「Ⅱ 「主たる業務」の部門別事業従事者数」 ① 事業所の事業従事者数のうち「主たる業務」に携わる人数を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。 (「主たる業務」とは、「各種物品賃貸業務(A)」、「産業用機械器具賃貸業務(B)」、「事務用機械器具賃貸業務(C)」、「自動車賃貸業務(D)」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務(E)」及び「その他の物品賃貸業務(F)」のうち、売上高が最も多い業務をいいます。) 事業従事者数 = 「従業者数（Ⅰ欄の従業者数総計（①～⑤の合計））」 － 「別経営の事業所に派遣している人」＋「別経営の事業所から派遣されている人」	雇用形態区分	内容例示	総計 (①～⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計（総計欄）	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示									
総計 (①～⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計（総計欄）									
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人									
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人									

番号	調査事項	記入注意												
7	従業者数	② 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。 なお、1人が複数の部門の業務に従事している場合には、主たる部門に含めてください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理・営業部</td><td> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 </td></tr> <tr> <td colspan="2">※ うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td></tr> <tr> <td>保守・管理・操作部門</td><td>○各種賃貸物件の整理、保管、メンテナンスなどの業務に従事する人</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>○上記以外の業務に従事する人 (修理、配達、お客様相談など)</td></tr> </tbody> </table> (注) 「うち、別経営の事業所から派遣されている人」は、「総計のほか」に別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。	部門区分	内容例示	管理・営業部	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	※ うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		保守・管理・操作部門	○各種賃貸物件の整理、保管、メンテナンスなどの業務に従事する人	その他	○上記以外の業務に従事する人 (修理、配達、お客様相談など)		
部門区分	内容例示													
管理・営業部	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。													
※ うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)														
保守・管理・操作部門	○各種賃貸物件の整理、保管、メンテナンスなどの業務に従事する人													
その他	○上記以外の業務に従事する人 (修理、配達、お客様相談など)													
8	年間売上高、契約高	(1)「Ⅰ 「主たる業務」の「レンタル年間売上高(消費税額を含む。）」、「リース年間契約高(消費税額を含む。）」 「5 Ⅱ」の「各種物品賃貸業務(A)」、「産業用機械器具賃貸業務(B)」、「事務用機械器具賃貸業務(C)」、「自動車賃貸業務(D)」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務(E)」及び「その他の物品賃貸業務(F)」の中から、「<u>主たる業務</u>」(売上高が最も多い業務)の「<u>レンタル年間売上高</u>」及び「<u>リース年間契約高</u>」について、<u>消費税額を含めて記入してください。なお、対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。</u> ※「レンタル」と「リース」の区分については、下記を参照してください。 注1: 「レンタル」と「リース」の区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>リース</th><th>レンタル</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物件の選択</td><td>契約先が指定</td><td>レンタル物件の中から指定</td></tr> <tr> <td>契約期間</td><td>比較的長期(1年以上が多い)</td><td>比較的短期(1年未満が多い)</td></tr> <tr> <td>中途解約</td><td>できない</td><td>できる</td></tr> </tbody> </table> 注2: 支社がリース契約の申込みを受け、実際に取引をまとめた後、本社が形式的に契約を結んだような場合は、支社の契約として取り扱い、支社の契約として調査票に記入してください。本社・支社間での調査票の重複記入のないようにお願いします。		リース	レンタル	物件の選択	契約先が指定	レンタル物件の中から指定	契約期間	比較的長期(1年以上が多い)	比較的短期(1年未満が多い)	中途解約	できない	できる
	リース	レンタル												
物件の選択	契約先が指定	レンタル物件の中から指定												
契約期間	比較的長期(1年以上が多い)	比較的短期(1年未満が多い)												
中途解約	できない	できる												

番号	調 査 事 項	記 入 注 意																				
8	年間売上高、 契 約 高	(2)「Ⅱ「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の物件別割合」 「5Ⅱ」欄で記入した主たる業務について、本欄「8Ⅱ」欄の(A)、(B)、(C)、(D)、※(E)、(F)の各業務の表のうち、該当する業務の表のみに、当該業務の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の物件別の割合を合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない場合は、割合の最も大きいところで調整してください。 ※(E)が主たる業務の場合、(E)欄のレンタル年間売上高又はリース年間契約高に「100%」と記入してください。 物件別割合は、下記の物件別区分の内容に従って記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">物 件 名</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">各 業 種 物 品 (A) (B)</td> <td>産業機械</td> <td>自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など</td> </tr> <tr> <td>工作機械</td> <td>旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む。)</td> </tr> <tr> <td>土木・建設機械</td> <td>掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む。)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む。)、建設用足場資材、鋼矢板など</td> </tr> <tr> <td>医療用機器</td> <td>診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など</td> </tr> <tr> <td>商業用機械・設備</td> <td>業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など</td> </tr> <tr> <td>通信機器</td> <td>有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど</td> </tr> <tr> <td>サービス業用機械・設備</td> <td>業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など</td> </tr> <tr> <td>その他の産業用機械・設備</td> <td>鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む。)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機器(業務用)など</td> </tr> </tbody> </table>	物 件 名		内 容 例 示	各 業 種 物 品 (A) (B)	産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む。)	土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む。)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む。)、建設用足場資材、鋼矢板など	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など	通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど	サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など	その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む。)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機器(業務用)など
物 件 名		内 容 例 示																				
各 業 種 物 品 (A) (B)	産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など																				
	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む。)																				
	土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む。)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む。)、建設用足場資材、鋼矢板など																				
	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など																				
	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など																				
	通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど																				
	サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など																				
	その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む。)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機器(業務用)など																				

番号	調 査 事 項	記 入 注 意																							
8	年間売上高、 契 約 高	(つづき) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">物 件 名</th><th>内 容 例 示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">各 種 物 品 (A)</td><td>事務用機械器具(C)</td><td>電子計算機・同関連機器</td></tr> <tr> <td>事務用機器</td><td>電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など</td></tr> <tr> <td>自動車(D)</td><td>複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレッダ、事務用什器・備品など</td></tr> <tr> <td>法人向けうち、代車向個人向け</td><td>乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車など</td></tr> <tr> <td>スポーツ・娯楽用品(E)</td><td>スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、スポーツ・娯楽用テント、ヨット、モーターボート、ボートなど</td></tr> <tr> <td rowspan="4">(F)</td><td>映画・演劇用</td><td>テレビや映画・演劇の撮影、上映、上演に用いる道具、機材(映画用・演劇用の衣しょうはここに含めてください。)</td></tr> <tr> <td>音楽・映像の記録物</td><td>音楽・映画その他の映像等を納めたDVD、CD、ビデオ等</td></tr> <tr> <td>他 貸衣しょう</td><td>冠婚葬祭用、パーティ用などの衣しょう (衣しょうについている小物などもここに含めてください。小物を単品で貸し出す場合は、その他に記入してください。)</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、美術品、ふとん、植木(観葉植物など)、花環、マネキン、ユニフォーム作業着、防災用品、保安用品、業務用テントなど</td></tr> </tbody> </table>	物 件 名		内 容 例 示	各 種 物 品 (A)	事務用機械器具(C)	電子計算機・同関連機器	事務用機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など	自動車(D)	複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレッダ、事務用什器・備品など	法人向けうち、代車向個人向け	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車など	スポーツ・娯楽用品(E)	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、スポーツ・娯楽用テント、ヨット、モーターボート、ボートなど	(F)	映画・演劇用	テレビや映画・演劇の撮影、上映、上演に用いる道具、機材(映画用・演劇用の衣しょうはここに含めてください。)	音楽・映像の記録物	音楽・映画その他の映像等を納めたDVD、CD、ビデオ等	他 貸衣しょう	冠婚葬祭用、パーティ用などの衣しょう (衣しょうについている小物などもここに含めてください。小物を単品で貸し出す場合は、その他に記入してください。)	そ の 他	理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、美術品、ふとん、植木(観葉植物など)、花環、マネキン、ユニフォーム作業着、防災用品、保安用品、業務用テントなど
物 件 名		内 容 例 示																							
各 種 物 品 (A)	事務用機械器具(C)	電子計算機・同関連機器																							
	事務用機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)など																							
	自動車(D)	複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシュータ(気送管)、シュレッダ、事務用什器・備品など																							
	法人向けうち、代車向個人向け	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車など																							
	スポーツ・娯楽用品(E)	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、スポーツ・娯楽用テント、ヨット、モーターボート、ボートなど																							
(F)	映画・演劇用	テレビや映画・演劇の撮影、上映、上演に用いる道具、機材(映画用・演劇用の衣しょうはここに含めてください。)																							
	音楽・映像の記録物	音楽・映画その他の映像等を納めたDVD、CD、ビデオ等																							
	他 貸衣しょう	冠婚葬祭用、パーティ用などの衣しょう (衣しょうについている小物などもここに含めてください。小物を単品で貸し出す場合は、その他に記入してください。)																							
	そ の 他	理化学機器、医療・福祉用具(介護ベッド、車いすなど)、仮設トイレ、仮設住宅、美術品、ふとん、植木(観葉植物など)、花環、マネキン、ユニフォーム作業着、防災用品、保安用品、業務用テントなど																							

番号	調 査 事 項	記 入 注 意																
8	年間売上高、 契 約 高	(3) 「Ⅲ 「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の契約先産業別割合」 <u>本調査票の「8－Ⅰ」欄で記入した「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」について、契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるようにそれぞれ整数で記入してください。なお、合計が100%にならない場合は、割合の大きい数字の増減で調整してください。</u> (4) 契約先産業別割合は、次の産業別区分に従って記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業別区分</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建 設 業</td> <td>一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td>製 造 業</td> <td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス・ 熱供給・水道業</td> <td>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td> </tr> <tr> <td>運 輸 業， 郵 便 業</td> <td>鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）</td> </tr> <tr> <td>卸 売 業， 小 売 業</td> <td>卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）</td> </tr> <tr> <td>金 融 業， 保 険 業</td> <td>銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）</td> </tr> </tbody> </table>	産業別区分	業 種 例 示	建 設 業	一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製 造 業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	運 輸 業， 郵 便 業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）	卸 売 業， 小 売 業	卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）	金 融 業， 保 険 業	銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
産業別区分	業 種 例 示																	
建 設 業	一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																	
製 造 業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業																	
電気・ガス・ 熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																	
情報通信業	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）																	
運 輸 業， 郵 便 業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）																	
卸 売 業， 小 売 業	卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）																	
金 融 業， 保 険 業	銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）																	

番号	調 査 事 項	記 入 注 意	
8	年間売上高、 契 約 高	(つづき)	
		産業別区分	業 種 例 示
		不 動 産 業 物 品 賃 貸 業 (同業者を除く)	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、 (物品賃貸業では同業者(18頁の※)参照)となる場合がある。)
		学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、 公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、 社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コン サルタント業、その他の専門サービス業（興信所、翻訳業など））、 広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設 計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術 サービス業)
		宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業）、 飲食店（食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし 店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店など）、 持ち帰り・配達飲食サービス業
		生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行 業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地 管理業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（映画館、興行場、興行団、 スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊 園地・テーマパーク、その他の娯楽業（カラオケボックス業など）)
		教 育 , 学 習 支 援 業	学校教育、その他の教育,学習支援業（社会教育、職業・教育支援 施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・ 健康教授業など））
		サ ー ビ ス 業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者 派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、 警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業な ど））、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会 場、と畜場など）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）
		公 務	国家公務及び地方公務
同 業 者	「各種物品賃貸業務」、「産業用機械器具賃貸業務」、「事務用 機械器具賃貸業務」、「自動車賃貸業務」、「スポーツ・娯楽用 品賃貸業務」及び「その他の物品賃貸業務」の同業者（同一企業 間の企業内取引を含む。）(18頁(※)参照)		

番号	調 査 事 項	記 入 注 意								
8	年間売上高、 契 約 高	(つづき) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">産業別区分</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>その他の産業</td> <td>農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table> (※)契約先産業区分における「同業者」について ① あなたの事業所が「各種物品賃貸業」である場合 契約先が「各種物品賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「各種物品賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ② あなたの事業所が「産業用機械器具賃貸業」である場合 契約先が「産業用機械器具賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「産業用機械器具賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ③ あなたの事業所が「事務用機械器具賃貸業」である場合 契約先が「事務用機械器具賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「事務用機械器具賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ④ あなたの事業所が「自動車賃貸業」である場合 契約先が「自動車賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「自動車賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ⑤ あなたの事業所が「スポーツ・娯楽用品賃貸業」である場合 契約先が「スポーツ・娯楽用品賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「スポーツ・娯楽用品賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ⑥ あなたの事業所が「その他の物品賃貸業」である場合 契約先が「その他の物品賃貸業」を営む場合は、「同業者」とし、 「その他の物品賃貸業」以外の物品賃貸業務を営む場合は、「不動産業、物品賃貸業（同業者を除く）」としてください。 ⑦ 契約先が「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び「その他の物品賃貸業」のいずれかの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。	産業別区分		業 種 例 示	その他	その他の産業	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業別区分		業 種 例 示								
その他	その他の産業	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。								
	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。								

番号	調 査 事 項	記 入 注 意
8	年間売上高、 契 約 高	⑧ 「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び「その他の物品賃貸業」の各業務の定義は、本記入注意のⅡ．(2～4頁参照)に従ってください。
9	年間契約件数	(1) 「Ⅰ－1 「主たる業務」のリース年間契約件数」 <u>「主たる業務」が 各種物品賃貸業務(A)、産業用機械器具賃貸業務(B)、事務用機械器具賃貸業務(C)の場合、その業務についての「リース年間契約件数」を記入してください。</u> ① 「8 Ⅰ」において「リース年間契約高」に記入がある場合は、その契約についての「リース年間契約件数」を記入してください。 また、「リース年間契約件数」のうち、リース会社が賃貸物件の保守、管理及び操作義務を負う条項のあるものについて「うち、保守・管理・操作の条件(義務)のある契約件数」にその件数を記入してください。 ② ①の「リース年間契約件数」について、矢印に従って、契約期間別の件数を別欄に記入してください。 (2) 「Ⅰ－2 「主たる業務」のレンタル年間契約件数及びリース年間契約件数」 <u>「主たる業務」が自動車賃貸業務(D)、その他の物品賃貸業務(F)の場合、その業務についての「レンタル年間契約件数」、「リース年間契約件数」を記入してください。</u> ① 「自動車(D)」をレンタル又はリースしている場合は、契約相手が法人の場合(「法人向け」と個人の場合(「個人向け」))に分けて契約台数を記入してください。 また、契約先が「法人」である場合、契約先が利用する自動車は車検等で利用できない期間の代車としてレンタルした契約台数を「うち、代車向」に内数として記入してください。 更に、貴事業所が賃貸物件の保守及び管理義務を負う条項のあるものの契約台数を「うち、保守・管理の条件(義務)のある契約件数」に「法人向け」、「個人向け」に分けて、それぞれ内数として記入してください。 ② 「その他(F)」をレンタル又はリースしている場合は、それぞれの「年間契約件数」を物品の種類別に記入してください。 物品の種類別については、15頁の物件別の内容例示に従ってください。

番号	調 査 事 項	記 入 注 意
10	保有数量等	(1)「Ⅰ 「自動車賃貸業務」に係る保有自動車台数」 「自動車賃貸業務(D)」について、<u>平成28年12月31日現在</u>で保有している自動車台数をレンタル業務、リース業務に分けて記入してください。 「レンタル」と「リース」の区分については、13頁(1)の注1及び注2を参照してください。 ※「保有」は、所有より広義の意味となりますので、例えば、リース業者から物品を借り、それを個人等にレンタル・リースしている場合も保有数量として記入してください。 (2)「Ⅱ 「自動車賃貸業務」のレンタル業務年間売上高におけるインターネットを經由して受付けた割合」 「自動車賃貸業務(D)」に係るレンタルの年間売上高について、その契約に至るレンタルの申し込み・予約等の受付がインターネットを經由して行われた割合を%(パーセント)で記入してください。 ここでいう、インターネット経由とは、インターネット上の画面の操作のみで申し込みが完了する場合をいいます。 インターネット上に記載されている連絡先を見て、あるいは、インターネット上で提供されている申込用紙等の書類を打ち出し(プリントアウト)、ファックス又は郵送により受付した場合は含みません。 (3)「Ⅲ 賃貸物件、商品保有数量及び貸出数量、営業日数」(主たる業務が「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」の場合) ①「Ⅲ-1 主な賃貸物件」 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務(E)」について、賃貸業務を行っている主な物件について、1から6の中から1つ選び○で囲んでください。 ②「Ⅲ-2 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に係る商品保有数量及び貸出し数量」 1)「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に係る賃貸物件について、<u>平成28年12月31日現在</u>で保有しているものの数量(個数、セット数)を記入してください。 2)「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に係る賃貸物件について、<u>平成28年1月1日から12月31日までの1年間に貸出した数量(個数、セット数)を延べ数</u>で記入してください。同じ賃貸物件を複数回賃貸している場合には、その総回数となります。 ③「Ⅲ-3 営業日数」 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」について、<u>平成28年1月1日から12月31日までの1年間</u>における事業所の営業日数を記入してください。 ④「Ⅳ レンタル物品の保有数量」(主たる業務が「その他の物品賃貸業務」の場合) 「その他の物品賃貸業務」に係るレンタル物品について、<u>平成28年12月31日現在</u>で保有しているものの数量(個数、セット数)を物品の種類別に記入してください。物品の種類別については、15頁の物件別の内容例示に従って記入してください。

「損益計算書」と「年間営業費用」との関係

『物品賃貸業調査票の場合』

損益計算書 自 平成××年×月×日 至 平成××年×月×日	特定サービス産業実態調査における 「年間営業費用」項目
I 売上高（営業収入）	
II 売上原価（営業原価）	
・人件費	「給与支給総額」
・レンタル原価 ・リース原価（オペレーティングリースに係る原価）	「貸与資産原価」
・リース原価（ファイナンスリースに係る原価）	「リース投資資産原価」
・金融費用（貸与資産及びリース投資資産購入資金調達に伴う支払い利息から購入資金により発生した預金利息を差し引いた金額）	「資金原価」
・減価償却費	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・消耗品費 ・特許・商標等使用料 ・仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高） など	「その他の営業費用」
III 販売費及び一般管理費	
・販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料・賃金 ・手当（通勤手当を含む。） ・賞与	「給与支給総額」
・減価償却費	「減価償却費」
・賃借料（パソコン等の情報通信機器賃借料）	「賃借料」の「情報通信機器」
・賃借料（「情報通信機器」、「不動産賃借料」以外の機械・装置賃借料）	「賃借料」の「その他」
・不動産賃借料	「賃借料」の「土地・建物」
・販売手数料 ・荷造費 ・運搬費 ・広告宣伝費 ・見本費 ・保管費 ・福利厚生費 ・法定福利費 ・販売及び一般管理部門関係の交際費 ・旅費交通費 ・通信費 ・水道光熱費 ・消耗品費 ・租税公課 ・修繕費 ・保険料 ・支払手数料（ロイヤリティを含む。） など	「その他の営業費用」
営業利益×××	

本調査における「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方の金額に消費税額を含めて記入してください。

例えば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合算を記入してください。

また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方にある勘定項目は合算して記入してください。

【参考資料 2】

この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づいて行われている基幹統計調査です。

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

第二章 公的統計の作成

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 調査票情報等の保護

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

事業所控

以下のページについては、貴事業所の控え・保存用として使用してください。

平成 29 年 特 定 サ ー ビ ス 産 業 実 態 調 査

物品賃貸業調査票

(各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業)

平成 29 年 7 月 1 日



1 事業所名及び所在地

I 事業所名

II 事業所の所在地

〒

III 本社の所在地

〒

電話() 局 番

電話() 局 番

2 経営組織及び資本金額

I 経営組織

〔あてはまるものを○で囲んでください。〕
1 会社
2 会社以外の法人・団体
3 個人経営

II 資本金額 (又は出資金額)

千億: 百億: 十億: 億: 千万: 百万: 十万: 万円

3 本社・支社別

I 事業所の本社・支社別

〔あてはまるものを○で囲んでください。〕
1 単独事業所 (支社、支店、営業所などを持たない事業所)
2 本社 (支社、支店、営業所などを持っている本社、本店)
3 支社 (支社、支店、営業所など)

4 フランチャイズ

(あてはまるものを○で囲んでください。)
1 フランチャイズに加盟している
2 フランチャイズに加盟していない

5 年間売上高 (平成28年1月1日から12月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間について記入してください。)

I 事業所の年間売上高 (消費税額を含む。)

事業所の年間売上高	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
-----------	---	----	----	----	---	----	----	----	----

事業所の年間売上高のうち、「物品賃貸業務」について下記Ⅱに記入してください。

その他の業務	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
--------	---	----	----	----	---	----	----	----	----

「その他業務」に売上高の記入がある場合には、その内訳を記入してください。

その他業務の内訳	製造業務	卸売・小売業務	金融・保険業務	サービス業務	その他の業務	合計
%	%	%	%	%	%	100%

II Iの「事業所の年間売上高 (消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高

物 品 賃 貸 業 務									
区 分	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
各種物品賃貸業務(*) (A)									
産業用機械器具賃貸業務 (B)									
事務用機械器具賃貸業務 (C)									
自動車賃貸業務 (D)									
スポーツ・娯楽用品賃貸業務 (E)									
その他の物品賃貸業務 (F)									

注：「各種物品賃貸業務 (A)」、「産業用機械器具賃貸業務 (B)」、「事務用機械器具賃貸業務 (C)」、「自動車賃貸業務 (D)」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務 (E)」、「その他の物品賃貸業務 (F)」のうち、売上高が最も多い業務 (＝以下、主たる業務) のみについて、下記の調査項目「7のII 部門別事業従事者数」及び裏面の「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」及び「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」の物件別割合、「リース年間契約件数」等の項目について記入してください。

*「各種物品賃貸業務」とは、「総合リース業」、「その他の各種物品賃貸業」に該当する場合をいいます。

1：総合リース業

「産業用機械器具賃貸業務 (B)」、「事務用機械器具賃貸業務 (C)」、「自動車賃貸業務 (D)」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務 (E)」、「その他の物品賃貸業務 (F)」の5業務で取り扱う物件のうちの3つ以上にわたる、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で各種の物品をリースする業務をいいます。

2：その他の各種物品賃貸業 (各種物品レンタル業)

「産業用機械器具賃貸業務 (B)」、「事務用機械器具賃貸業務 (C)」、「自動車賃貸業務 (D)」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務 (E)」、「その他の物品賃貸業務 (F)」の5業務で取り扱う物のうちの3つ以上にわたる各種の物品を賃貸するものであって、レンタルする業務をいいます。

6 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額

I 事業所の年間営業費用（消費税額を含む。）

区	区	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
給与支給総額										
貸与資産原価										
リース投資資産原価										
資金原価										
減価償却費										
土地・建物										
機械・装置	情報通信機器									
その他	その他									
その他の営業費用										
合計										

平成28年1月1日から12月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間にについて記入してください。

II 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額（消費税額を含む。）

区	区	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
有形固定資産	機械・設備・装置									
	レンタル・リース物件									
	情報通信機器									
	その他									
	土地									
	建物・その他の有形固定資産									
無形固定資産										
合計										

注1：耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の固定資産の取得額（購入手数料を含む。）を記入してください。

注2：過去1年間に営業用固定資産の取得額がない場合は、合計欄に「0」を記入してください。

注3：「情報通信機器」とは、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）などをいいます。

III 事業所の過去1年間におけるリース投資資産取得額

区	区	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
リース投資資産										

7 従業者数

I 事業所の従業者数

区分	個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者	②有給役員	常用雇用者		臨時雇用者⑤（常用雇用者以外の雇用者）	総計（①～⑤の合計）	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
			一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	パート・アルバイトなど④			
男	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人

注1：「常用雇用者」とは、1か月を超える雇用契約者と、5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人をいい、また、「④パート・アルバイトなど」は、事業所で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

注2：「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

注3：「④パート・アルバイトなど」の「就業時間換算雇用者数」は、「④パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）÷貴事業所（貴社）の所定労働時間（1週間分）によって算出してください。

II 「主たる業務」の部門別事業従事者数（別経営の事業所に派遣している人を除き、別経営の事業所から派遣されている人を含む。）

部門区分	管理・営業部門	保守・管理・操作部門	その他	合計
事業従事者数	人	人	人	人
うち、別経営の事業所から派遣されている人	人	人	人	人

裏面に続く

8

年間売上高、契約高

(平成28年1月1日から12月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間にについて記入してください。)

I「主たる業務」の「レンタル年間売上高（消費税額を含む。）」、「リース年間契約高（消費税額を含む。）」

レンタル年間売上高		リース年間契約高（注）										
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	万

表面の調査事項「5のⅡ」欄の「各種物品賃貸業務（A）」、「産業用機械器具賃貸業務（B）」、「産業用機械器具賃貸業務（C）」、「自動車賃貸業務（D）」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業務（E）」、「その他の物品賃貸業務（F）」のうち、売上高が最も多い業務（＝以下、主たる業務）のみについて、下記の「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」及び「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」の物件別割合、「リース年間契約件数」等の項目について記入してください。

注：「リース年間契約高」とは、5のⅡの「主たる業務」の年間売上高とは異なります。
5のⅡの「主たる業務」に係る過去1年間の契約額を記入してください。

Ⅱ「主たる業務」の「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」の物件別割合

物件区分	各種物品（A）											
	産業用機械器具（B）						事務用機械器具（C）					
	産業機械	工作機械	土木・建設機械	医療用機器	商業用機械・設備	通信機器	サービス業用機械・設備	その他の産業用機械・設備	電子計算機・関連機器	事務用機器		
レンタル年間売上高	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
リース年間契約高	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

Ⅲ「主たる業務」の「レンタル年間売上高」及び「リース年間契約高」の契約先産業別割合

契約先産業区分	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸郵便業	小売業	金融業	不動産業	学術研究・開発業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	教育	公務	同業者	その他		
														その他の産業	個人	
レンタル年間売上高	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	100%	
リース年間契約高	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	100%

- 25 -

9

年間契約件数

Ⅰー1「主たる業務」のリース年間契約件数
(主たる業務が各種物品賃貸業務、産業用機械器具賃貸業務、事務用機械器具賃貸業務の場合。)

業務区分	各種物品 賃貸業務 (A)	産業用機械 器具賃貸 業務 (B)	事務用機械 器具賃貸 業務 (C)
リース年間契約件数	件	件	件
うち保守・管理・操作の条件 (義務)のある契約件数	件	件	件

Ⅰー2「主たる業務」のレンタル年間契約件数及びリース年間契約件数
(主たる業務が自動車賃貸業務、その他の物品賃貸業務の場合。)

業務区分	自動車 (D)		その他 (F)			
	法人向け	個人向け	映画・ 演劇用品	音楽・映像 記録物	貸衣しよう	その他
レンタル年間契約件数	台	台	台	件	件	件
リース年間契約件数	台	台	台	件	件	件
うち保守・管理の条件 (義務)のある契約件数	台	台	台	件	件	件

★表面 調査事項「5のⅡ」で記入した (A) ～ (D)、(F) の業務のうちで、売上高が最も多い業務1つ (＝主たる業務) について、調査事項「9のⅠー1」又は「9のⅠー2」の (A) ～ (D)、(F) の表のうち、該当する業務の表のみに、主たる業務の「レンタル年間売上高」及び「リース年間売上高」に係る年間契約件数を記入してください。
★「リース」については、売上高ではなく「契約高」に係る件数を記入してください。

注：調査事項「9のⅠー1」の (A) ～ (C) いずれかのリース年間契約件数について下欄の契約期間別に件数を記入してください。
リース年間契約件数と契約期間別件数の合計は同じ件数になるように記入してください。

契約件数	契 約 期 間			
	1年を超え 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	件
契約件数	件	件	件	件

10

保有数量等

5のⅡの「主たる業務」が「自動車賃貸業務 (D)」の場合、下記の項目を記入してください。

Ⅰ「自動車賃貸業務」に係る保有自動車台数

平成28年12月31日現在で保有している自動車の台数を記入してください。

レ	ン	タ	ル	台
リ	ー	ス		台

Ⅱ「自動車賃貸業務」のレンタル業務年間売上高におけるインターネットを經由して受付けた割合

インターネット受付割合	%

注：調査事項「8-1」の「レンタル年間売上高」を100%として、それに占める割合を記入してください。なお、割合%は、小数点以下は四捨五入して、整数で記入してください。

5のⅡの「主たる業務」が「スポーツ・娯楽用品賃貸業務 (E)」の場合、下記の項目を記入してください。

Ⅲ 賃貸物件、商品保有数量及び貸出数量、営業日数

Ⅲー1 主な賃貸物件 (主たる賃貸物件一つを○で囲んでください。)

1. スキー、スノーボード 2. スケート 3. 自転車 4. ヨット、水上バイク、モーターボート 5. テント 6. その他

Ⅲー2 「スポーツ・娯楽用品賃貸業務」に係る商品保有数量及び貸出し数量

区	分	数 量				
		万	千	百	十	一
保	有					
貸	出					

Ⅲー3 営業日数

区	分	百	十	一		
年	間	営	業	日	数	

5のⅡの「主たる業務」が「その他の物品賃貸業務 (F)」の場合、下記の項目を記入してください。

Ⅳ レンタル物品の保有数量

区	分	保 有 数 量
レ	ン	タ
ル		
映	画・演劇用品	
音	楽・映像記録物	
貸	衣 し よ う	
そ	の 他	

- 26 -

